

# 第 86 回 奈良国際文化観光都市建設審議会会議録

日 時：平成 19 年 11 月 19 日（月）

午前 9 時半から午前 11 時半

会 場：奈良市 北棟 6 階 22 会議室

司 会

定刻がまいりましたので、2 名の方が来ておられないのですが、審議会を始めさせていただきたいと思えます。委員の皆様方にはご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。

今回の審議会から当審議会委員にご就任いただきました方をご紹介します。

奈良市議会議長の峠宏明委員でございます。

事務局にも変更がありましたので、ご紹介させていただきます。地方自治法の改正により助役制を廃止し、本年 4 月より副市長に名称変更されました。

また本年 4 月の組織改正により、建設部、都市計画部、及び都市整備部の 3 部を編成し、都市整備部及び建設部の 2 部制としております。都市計画課は都市整備部に置かれております。

それでは第 86 回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めさせていただきたいと思えます。

〇〇会長、よろしくお願いいたします。

〇〇会長

委員の皆様、おはようございます。たいへんお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

議事に入ります前に、委員の出席状況につきまして事務局からご報告願います。

事務局

ご報告申し上げます。

現在の当審議会委員数 25 名のところ、本日出席していただいております委員数は 13 名でございます。

〇〇会長

25 名の委員会の委員総数の過半数をもって会は成立します。本日は 13 名でございますので、まもなくお 2 人の委員がお出でになるだろうと思っております。とりあえず、この現在で当審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、この委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

前回もそうございましたけれども、審議会の情報の公開につきまして、前回同様、審議の透明性を確保する観点から議事の概要を作成し会議録といたします。奈良市ホームページにも掲載するとともに、情報公開課におきまして本日の会議資料及び会議録を公開したいと考えております。なお、公開いたします議事録については、発言者のお名前は伏せるものとします。

実は、最後のところで、委員会の傍聴及び公開についての議論をしていただかなくてはなりません。また、その折りにさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入らせていただきますけれども、本日の議事の内容がかなり多いものがございますから、十分にご審議をいただきますとともに、円滑な会議の運営にもご協力いただきたい

と思います。9時半という早い時間に設定させていただきましたのも、資料が多いからということでもございます。審議委員の方々のご予定もございましょうけれども、審議会の終了時刻を一応12時とさせていただきたいと思います。

本日も審議いただきます案件は、すでにお手元に届いているかと思いますが、あやめ池遊園地跡地における大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更（案）、防火・準防火地域の変更（案）、高度地区の変更（案）、及び地区計画の決定（案）、そして市全体の生産緑地地区の変更（案）さらに東登美ヶ丘6丁目における地区計画の決定（案）でございます。

それでは、次第に従いましてまず、あやめ池遊園地跡地における地域地区の決定（案）及び変更（案）について事務局からご説明ください。

## 事務局

あやめ池遊園地跡地地区におけます用途地域の変更（案）等につきましてご説明申し上げます。

まず、具体的内容についての説明に入ります前に、平成14年12月に策定いたしました奈良市都市計画マスタープランでの、あやめ池遊園地跡地地区周辺の位置づけ等についてスクリーンにてご説明申し上げます。

あやめ池地区は都市計画マスタープラン地域別構想において、地域6の西部ゾーンに属しております。西部ゾーンは近鉄学園前駅を中心に、大阪都市圏の代表的な郊外住宅地として発展してきた地域で、この西部ゾーンの将来像を、生活文化を育む緑豊かなまちと掲げ、住宅地を背景とした新しい生活文化をつくり、育み、活力ある生活文化都市としての展開を図るとしております。

都市計画マスタープランにおいて、今回の計画地は遊園地としての土地利用が前提で記載しておりますが、近鉄あやめ池駅周辺の位置づけは、地域の生活拠点として、地区の特性を活かした住民サービス機能を含めた生活文化機能の導入に努め、また駅前広場の整備の推進など、総合的な整備を図ると位置づけております。

また、平成16年6月に閉園されたあやめ池遊園地は、都市近郊には珍しく自然環境が豊かで、市民の憩いの場として親しまれてきたことから、遊園地跡地について、土地利用等のあり方を幅広く議論するため、奈良市と土地所有者である近鉄が共同して、地元住民代表、市民代表及び有識者を交えたあやめ池遊園地跡地利用検討会を平成17年12月に設立し、翌18年4月に遊園地跡地の土地利用について報告がなされておりますので、その概略をご説明申し上げます。

まず前提条件として、先ほどご説明申し上げました都市計画マスタープランでの位置づけ、また、地域の概況やニーズ、並びに少子高齢化などの社会経済の動向を踏まえ、計画地の位置づけ・役割として、「多機能複合型のまちづくりの推進による地域核の形成」や、「良好な生活環境の形成による地域の質の向上」などが掲げられ、新たなまちづくりのコンセプトを、「徒歩圏内に生活機能が揃う新しい郊外都市」として、人々の多様なライフステージを支える機能の導入などがテーマとして掲げられております。

このまちづくりのコンセプトやテーマを受け、遊園地跡地に導入する機能の検討がなされました。

導入機能の基本方針として、地域核の形成や地域の質の向上に資する都市機能、並びに1日を通して人々の活動や気配りのある安全・安心なまちの形成を図るため、来訪者と居住者をバランスよく確保する都市機能の導入について検討がなされました。

地域サービスを目的とする商業・業務施設である生活支援機能、高齢者住宅などと一体となった老人福祉介護施設、健康志向に対応した健康維持・増進施設、また地域の医療需要を満たす施設な

どの健康・福祉機能。多様化する価値観や生涯学習需要に対応し、文化的な暮らしを支援する文化・コミュニティ機能。駅直近というアクセスの良さを活かした安全性の高い教育機能。幅広い居住者層を対象とした多様なタイプの居住機能。

これら五つの都市機能の導入によるまちづくりについて、遊園地跡地区域を地形等の特性や環境、景観特性から 13 のゾーンに分類し、導入機能のゾーン別適正評価を行い、土地利用について一定の方向性を示していただいたのが、資料 3 ページの土地利用計画のイメージ図です。

あやめ池遊園地跡地利用検討会で示された土地利用の方向性ののっとり計画されました土地利用が資料 4 ページの計画図で、跡地の整備手法や、誘致予定の施設などについてご説明申し上げます。

あやめ池の駅前広場及び平城学園前線の法線の変更につきましては、本年 2 月に開催いたしました当審議会においてご承認いただき、3 月 14 日付けで変更告示を行い、この図で白塗りになっている部分について、市事業として今年度から整備事業を実施しており、現在、用地買収中です。

また、赤色の点線で囲みました区域の総面積 18.8ha につきましては、近畿日本鉄道株式会社が事業主体となり、土地区画整理事業で整備がなされる区域です。区画整理事業における公共施設の整備については、あやめ池下池部分の都市計画道路、平城学園前線の整備、そして跡地区域を周回する区画幹線道路といたしまして、10m または 12m の道路を予定されています。

道路構成といたしましては、10m 区間については、両側歩道 2m、そして車道 6m、12m 区間につきましては、池側に 4m の歩道、反対側に 2m の歩道、そして車道 6m です。

また、公園につきましては、こちらのメタセコイアのあった部分、そして上池北側に出ています半島の景観木がたくさん植わっていた所を公園として位置づけ、上池周辺の緑につきましては、緑地として保全が図られております。

また、土地利用面積表におきまして、特殊道路と記載しておりますのは、上池周辺に設置いたします遊歩道や歩行者専用道路が対象となっております。

次に、具体的な土地利用についてですが、駅前広場の西側街区につきましては、駅前ビルが建設され、銀行、コンビニなどが入居予定です。

駅前広場の東側街区につきましては、スーパーマーケットが建設される予定です。その東側、下池を埋め立てたその区域ですが、現在ドラッグストアの誘致が図られているところです。

駅前広場の北側、三角の施設用地が残っていますが、これは今現在、土地利用については未定でございます。そして、その用地の東側の大きな街区につきましては、小学校が建設される予定です。そして、この小学校用地の北側、この街区につきましては医療福祉施設が誘致される予定です。その北側につきましては、スポーツジムが来る予定です。

この街区の反対側、こちらのほうにつきましては、幼稚園が建設される予定です。こちら、東側のこの街区につきましては、現在未定ですが、福祉系の施設の誘致が図られているということです。

その南側につきましては、個数 50 戸、3 階建ての共同住宅が建設される予定です。

上池西側に移ります。さつき橋を渡りまして、こちらの街区につきましては、戸数 70 戸の三階建ての共同住宅、その北側の施設誘致用地につきましては、ハウスウェディングという業種が入ってくる予定です。

そしてこちらの小さな三角の施設用地は、現在未定でございます。

そして区画幹線街路の西側につきましては、一区画地あたり 200 m<sup>2</sup>以上の一戸建て住宅用地が 104 宅地計画されております。

そして半島の景観木があります公園の近くにつきましては、一宅地 300 m<sup>2</sup>以上の宅地として、12宅地を建設予定です。

以上が、現在の土地利用計画の内容で、これらの土地利用や施設誘致に関連して、地域地区の変更等の内容についてご説明申し上げます。

本編資料 1-1 ページ、またはスクリーンをごらんください。

遊園地跡地の用途地域は大部分が第一種住居地域に現在指定されております。

今回、用途地域の変更を予定している箇所は、駅前広場に面した街区約 1.5ha について、駅南側の用途地域と同じ商業地域への変更と、一戸建て住宅地となりますこの部分約 5.5ha を西側隣接地と同じ第一種低層住居専用地域への変更を予定しております。

各用途地域の変更理由ですが、資料 1-1 右側 2 の (1) に記載していますように、駅前広場に面する街区を商業地域に変更する理由は、地域の核として、商業・業務等の利便を増進するため駅南側地区と同じ商業地域に、また第一種低層住居専用地域に変更する理由は、住居の専用性を高め、周辺の用途地域との整合を図るため変更を予定しております。

また、用途地域の随時変更につきましては、資料 1-2 ページ左にありますように、奈良県からその要件が示されております。今回の随時変更の要件といたしましては、②の土地区画整理事業等の面的開発事業の進捗状況に併せ、事業と用途地域の整合を図るため、その土地利用に適合し、かつ地区計画等により、その後の土地利用が担保されているもので、周辺の土地利用の状況も勘案して、適正な用途地域への変更が必要と認められる場合。

また、今回、都市施設である駅前広場設置も予定しておりますので、③のこれらの施設と用途地域の整合を図るため行うものです。

資料 1-3 ページは、現在の用途地域に変更箇所を朱線で表示しております。

1-4 ページが、変更後の用途地域図で、第一種低層住居専用地域としては、西側と同じ、建ぺい 40%、容積率 60%、壁面後退距離 1m の指定を予定しております。商業地域につきましては、南側と同じ建ぺい率 80%、容積率 400%の指定を予定しております。

次に、防火・準防火地域の変更案についてですが、資料 1-5 ページまたはスクリーンをご覧ください。

防火・準防火地域は、市街地における火災の危険を防御するため定める地域で、奈良県においては、商業地域には防火地域または準防火地域を併せて定めることとされており、今回、商業地域に変更する予定箇所の約 1.5ha について、駅南側の商業地域に併せて定めている準防火地域を定めるものです。

次に、高度地区の変更案についてご説明申し上げます。

資料 1-8 ページをご覧ください。

現在、遊園地跡地の大部分は、10m 高度地区が指定されておりますが、遊園地跡地区域の 2 箇所について変更を予定しております。

遊園地跡地区域で、用途地域を第一種低層住居専用地域に指定する約 5.5ha の区域については、高度地区から削除し、第一種低層住居専用地域の高さの制限 10m に変更します。

また、商業地域に変更予定の一部と、小学校街区、医療福祉施設を誘致する街区約 5ha について、現行の 10m 高度地区から 15m 高度地区に変更を予定しております。

変更理由としては、資料 1-8 ページ右に記載しておりますように、「徒歩圏内に生活機能が揃う新しい郊外都市」として整備を図るため、具体の土地利用として、駅前商業業務施設や小学校、医療福祉施設を誘導することは、「歩いて暮らせるまち」の形成に資するものであり、これらの施設を大きな敷地規模で立地することにより、機能を量的にも質的にも充足することができるとともに、土地の効率的利用により、有効な空地の確保や、あやめ池固有の環境等を活用した景観・環境の形成が見込めると考えております。

後ほど、これらの検証についてご説明申し上げます。

資料 1-9 ページが、現況高度地区図で、変更予定箇所を朱線で示しております。

資料 1-10 ページが変更後の高度地区図で、西側第一種低層住居専用地域に変更箇所について、高度地区から削除し、駅前商業地域の一部、小学校、医療福祉施設誘致街区について、15m 高度地区に変更を予定しております。

資料 1-11 ページと 1-12 ページを見開きでご覧いただけますでしょうか。

今回の高度地区の変更に対しまして、高度地区計画書記載内容の変更を予定しております。

資料 1-12 ページが計画書の新旧を掲載しておりますが、計画書の面積欄は、今回の変更により面積の増減に伴う変更ですが、合計欄の下に、適用の除外という項目がございますが、その変更内容についてご説明申し上げます。

高度地区指定の際、既存不適格となる建築物については、平成 13 年以前までは、許可による特例で対応していましたが、平成 13 年の定期見直しの際、奈良県から県下統一の適用除外の扱いと、既存不適格建築物における高度地区制限内の増築を認める項目を設けることとされ、資料 1-11 ページの左、上段の一点鎖線の内容の記載が示されました。この記載内容がわかりづらいため、平成 17 年の高度地区変更の際、記載内容の変更を行いました。既存不適格建築物の増築等の取り扱い、違反建築物等の取り扱いなどについて不備が生じていることがわかりましたので、今回の変更に合わせて、適用除外の内容をわかりやすく記載するものです。

なお、平成 17 年計画書記載内容に不備が生じておりましたが、既存不適格建築物の取り扱いは、平成 13 年の記載内容で行っており、トラブル等はございませんでした。

次に、今回、10m 高度地区を 15m 高度地区に変更予定の区域につきましては、当該区域があやめ池風致地区内の第三種風致地区に指定されており、風致の種別の高さ制限として、10m が指定されていることから、高度地区との整合を図るため、種別の変更についても予定されております。風致地区の区域の指定は、都市計画法の地域地区として、10ha 以上は県が、10ha 未満は市町村の決定事項ですが、風致地区内の種別については、奈良県風致地区条例により指定され、その事務は、奈良県風致保全課が主管しており、高度地区の変更とともに、共同で検証を行いましたので、その内容も含めご説明申し上げます。

まず風致地区の種別の変更内容についてですが、先ほどの別冊資料の 5 ページをご覧くださいませでしょうか。

資料 5 ページですが、遊園地跡地の大部分は第三種風致地区が指定されております。高度地区の変更予定箇所であります駅前商業地域、小学校街区、医療福祉施設誘致街区の約 5.6ha について、第五種風致地区に種別の変更を行うものです。

変更理由は、資料 5 ページ右に記載しておりますように、高度地区の変更理由と同様の内容とあやめ池風致地区の指定趣旨が、行楽地の風致保存という遊園地を前提としたものから、まちづくりの将来像に即した種別の変更を行い、あやめ池固有の景観・環境と調和した市街地の形成を図るた

め変更を予定されています。第三種風致地区と、第五種風致地区の制限の違いは、高さの制限で第三種が10m、第五種は15mとなり、建ぺい率その他の制限は同じです。資料6ページが現況の図で、変更箇所を朱線で表示しております。

資料7ページが変更後の図です。

本編資料13ページのほうをご覧くださいと思います。

高さの緩和を行う街区として、黒点で囲みました3箇所について予定しております。商業・業務施設街区につきましては、駅前広場に面し、地域の骨格を形成する拠点となる空間であり、商業・業務の利便を増進し、土地の効率的利用を促進するため緩和を考えております。

小学校街区につきましては、敷地の2面が整備される都市計画道路に面し、公共施設の整備水準が高く、運動場などの空地が確保され、良好な市街地環境の形成が見込まれることや、屋内運動場の必要天上高さ12.5m、教室の必要天上高さ3mの確保から緩和を考えております。

医療福祉施設街区につきましては、歩いて暮らせるまちづくりに不可欠な機能であり、都市計画マスタープランにおいて、本市の主核と位置づけております学園前駅、西大寺駅周辺に存在しない機能であり、都市機能を分担する上からも必要な施設で、また、医療施設の建築計画は積層集約型が一般的であり、機能に応じた高さが必要なことや、建物の分節化を図ることにより、緑地の創出や跡地利用検討会で示された風の道や上池を見通す軸線の確保を図った建築計画が可能であることから緩和を考えております。医療福祉施設について、10m案、15m案で検討を行っておりますので、スクリーンをご覧ください。

図面上が15m、下が10m案での建築計画です。右の表の通り、街区における全ての延べ床面積はどちらも14,980㎡で行っております。医療施設における階高は、診療機能を有する階は4m程度、病棟等の階では3.4mから3.8m必要で、高さ10mでは、2、3階程度、高さ15mでは四階建てが可能となります。15mの場合、街区を4分割し建物を分節することが可能ですが、10mの場合は福祉系施設の建物を分節することができず街区は3分割となります。

また、10mで建築計画を行いますと、室内への太陽光の採り入れ、採光の必要性から中庭形式の建築計画となり、閉ざされた緑地となるとともに、建ぺい率も全体で36.1%と、15mにおける33.6%より多くなり、有効な緑地の確保が少し困難になります。

これらの建築計画でのフォトモンタージュです。視点場は街区の反対側遊歩道からです。15mではこのように建物間隔が開き見通しが良くなります。15mには、学校敷地に15mの体育館も入れてありますが、桜の間から勾配屋根が見え隠れする状態です。

次に、これは視点場を外周道路の所においております。15mの場合、学校体育館の屋根が見えませんが、遠く若草山も望めます。10mの場合は、幼稚園の建物が見えます。また、この幼稚園の敷地におきましては、以前、円形劇場が建っておりましたので、それを少しうすく入れたモンタージュはこのようになります。

次に駅前広場を進み、さつき橋入り口からのモンタージュです。左の方に3階建ての共同住宅をうすく表示しております。この図は、遊園地跡地の区域を越え、東西及び南北の稜線までの断面を表しております。断面位置図が少し見にくいのですが、一番上の断面がどちらも東西になります。二番目の真ん中の断面図が東西方向です。一番下が南北方向の断面になります。断面図で黄色く着色している部分が15mの緩和を考えている部分で、水色の部分が10mの部分です。

上池の水面の標高は、111.4m、そして15mに緩和を考えている標高は108mで、その間に池と、その敷地の間には堤があるのですが、堤の標高は112.5mで、15m街区とは4.5mの高低差

があります。跡地区域が周辺の谷間に位置していることから、眺望景観も著しく悪化させないのではないかと考えております。

次に、地区計画の決定（案）についてご説明申し上げます。本編資料 1-14 ページまたはスクリーンをご覧ください。上池を除いて、今回整備が行われます 20.8ha を計画区域としております。1-15 ページ左をご覧ください。

地区計画の目標として、適正な土地利用を誘導し、あやめ池固有の景観・環境と調和した、個性豊かで魅力的な市街地の形成を図ることを目標としております。

土地利用の方針として、適正な土地利用を誘導するため、用途地域を基本に 3 地区に細分化しております。スクリーンをご覧ください。駅前の商業地域を A 地区、一戸建ての建設予定地を C 地区としております。その他残りの第一種住居地域のままの部分につきまして、B 地区としております。

次に、地区施設として、遊歩道を歩行者専用道路といたしまして、1 号から 2 号、3 号と上池に至る遊歩道の設置を考えております。また、公園 2 箇所、緑地 6 箇所につきましても地区施設として位置づけております。

建築物の用途の制限として、A 地区の商業地域におきまして建築できない用途として、性風俗関連、パチンコ屋、工場、ラブホテルなど、そして B 地区の第一種住居地域におきましては、自動車教習所、ホテルまたは旅館など。そして C 地区の第一種低層住居専用地域におきましては、建築できるものとして、住宅または住宅で事務所、店舗、学習塾、アトリエ、神社、寺院に類するもの、及び保育所、診療所などの用途を兼ねる兼用住宅などとしております。

資料 1-16 ページ右になりますが、敷地面積の最低限度として区域全体を 200 m<sup>2</sup>、壁面の位置の制限として、A 地区、B 地区、につきましては、主な遊歩道から 5m、その他の道路から 3m、医療福祉施設街区は隣地から 5m としております。

資料 1-17 ページになりますが、建築物等の意匠形態の制限として、屋根の形態や、屋根及び外壁の色の制限並びに A、B 地区については、建築設備の目隠しについて規定しております。

また、垣または柵の制限として、道路に面する箇所は生垣とし、フェンス等の場合における設置位置の制限を掲げております。

以上が、あやめ池遊園地跡地における地域地区の変更（案）、及び決定（案）ですが、これらの都市計画（案）について、本年 10 月 16 日から同 30 日まで、都市計画法第 17 条に基づく案の縦覧を実施いたしましたところ、3 名から意見書の提出がありましたので、その内容についてご報告いたします。資料は別にあります、意見書の要旨といたしました A4 の用紙のものです。

意見の要旨としまして、

- ・下池の一部を埋め立てたうえで調整池とする計画であるが、必要な治水能力を確保できるとする根拠を公表されたい。また、住民の理解を得られるまで埋立工事を着手しないように要望する。という内容のものです。

市の考えといたしましては、

- ・調整池の計画にあたっては、上池及び下池には開発区域外からも雨水が流入していることから、事業者には上池及び下池の流域面積や放流先下流水路の流下能力等を考慮した治水能力を有する調整池の設置を指導しております。

- ・これらの能力を有する調整池の計画については、平成 19 年 9 月に地元事業者から公表されているところです。

意見として、

・旧遊園地の第二駐車場跡の東側に計画されている共同住宅予定地部分は、第一種低層住居専用地域へ変更し、戸建て住宅用地とするよう要望する、という内容ですが、

市の考えといたしましては、

・用途地域に対する意見は、奈良県知事宛とするものでしたが、奈良市にも提出されましたので掲載し、次の通りの考えです。

・「あやめ池遊園地跡地利用検討会」により示された土地利用の方向性では、「居住機能の導入にあたっては、特定の居住者層に限定せず、幅広い居住者層を対象とした多様なタイプの住宅の導入」及び「低層住宅と中層住宅を複合的に導入し特徴ある住宅地の形成を図る」こととされていることや、周辺の居住環境と調和を図ることとされております。

・用途地域変更案では、戸建て住宅地のみを立地する予定のエリアについて、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため、隣接地の用途地域も勘案し、第一種低層住居専用地域に変更しているところであります。

意見といたしまして、

・平城京を分断する近鉄奈良線を廃線すべきであり、その観点からあやめ池遊園地跡地の土地利用方針を再考されたい。

というご意見ですが、

・あやめ池遊園地跡地の土地利用方針は、地元住民代表、市民代表、有識者、事業者及び市による「あやめ池遊園地跡地利用検討会」により示された土地利用の方向性を踏まえ、事業者から策定されております。

・市の上位計画で示されている土地利用の方向性とも整合しているものと考えております。

最後に、

・あやめ池遊園地跡地に植わっている樹木を残して、無料で遊べる場所の設置を要望する。

という意見ですが、

・あやめ池上池湖畔の樹木については残すよう計画しており、道路等の築造部分にかかる大径木や景観木については移植等の方策が講じられる予定です。

また、奈良市開発指導要綱の規定に基づき、公園及び緑地が設置されると考えております。

以上、あやめ池遊園地跡地における地域・地区の案の説明を終わります。途中お見苦しい点ご容赦くださいませ。よろしく申し上げます。

〇〇会長

どうもご苦労さまでした。

本日の審議会でご審議いただきたいのは、本編の1にありますように、あやめ池遊園地跡地地区の地域・地区の決定(案)及び変更(案)に関しましては、一番上の大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更案、それは県の決定でございますので、これについて了承いただくかどうかというのが一点、それからあとの三つ全てこれも大和都市計画でございますが、防火・準防火地域の変更（案）、高度地区の変更（案）、地区計画の決定（案）、これは全て市の決定でございますので、ご審議いただけたらと思います。このところをざっと説明いただいたものですから、ちょっとわかりにくいところもあったと思いますので、しばらく、わかりにくい点も含めまして、ご質問なりご意見を頂戴したいなというふうに思っております。審議の決定は今申しましたような



順序で行いたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

まず空間の広さは全体の何%を占めているか、というのが一点。それから二点目に、住民が特に、検討委員会で述べられていた、どうしてもこれだけはやってほしいというようなことがありましたら。二点お願いします。

〇〇会長

はいわかりました。

事務局

事業面積の割合でございますが、全体の開発面積約 18.9ha ございまして、その全体の面積から言いますと、33.2%の割合になっています。

それと、地域からの説明会等で、特に強い要望ということでございまして、ともかく遊園地跡地ということで、外の緑地部分、空地景観という観点でございまして、緑が多い、特に北側の部分で樹木の量が相当多く見られます。そういったことから、緑地、樹木の保存に極力努めていただきたいというような強い要望がございました。以上でございます。

〇〇会長 〇〇委員、よろしゅうございますか。

〇〇委員

都市空間は、開発される空間は全体の 33.2%とおうかがいいたしましたが、理想的なまちづくりについては、この空間が非常に大切な存在を示すものだと思います。その意味から考えまして、用途地域の変更あるいは高度地区の変更については調和のとれた考えだと思います。

そして、排水の調整池については、上池、下池の流入口についてはどのように今現在はなっているのか、改めて質問したいと思います。

〇〇会長 はい、そのことにつきまして、今の排水池の件ですね。

事務局

今、前に示しておりますように、上池、下池ともに、着色させていただいているエリアが、流入するエリアになります。したがって、基本的には、下池が調整池ということになっていまして、そこで機能するという考え方の中で、整備を検討されています。ただ、地元の強い要望がございまして、流域全体の調整機能をもった池となってほしいということでございまして、そういったことから、下池の中でその機能を有するような計画を利用者のほうと行政のほうで協議をしている段階でございます。

したがって、奈良市の場合におきましては、大和川流域の関係がございまして、そういったものをベースに、流域全体に対する機能をこの中で持たせていく、という考えで、今現在、調整を図っているところです。以上でございます。

〇〇委員

この間、建設委員会の審議のほうも聞かせていただいておりますが、奈良市のほうは調整池について非常にこだわっているように思います。下池のほうの係る地域面積は今現在、緑の線で囲んでいる全面積だと思います。

学園前の方面では、非常にこの池に対しての流域割合は、他の地域として非常に少ないように思います。そこで私は、意見させていただきたいのは、下の調整池は上の調整池で十分まかない、それをなおかつ調整して流す機能になっているのではないですか。

事務局

今、ご意見いただきました内容の通りでございます。

〇〇会長 〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

はい。そのように十分に説明していただければありがたいと思います。

2点目につきまして、あやめ池駅北側の、この駅を使われる人口はどれくらいですか。

〇〇会長

どなたか。

はいそれでは、〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

少し時間がかかるようですので、私のほうから。学園前駅は約7万人。その7万人の割合も、新しい電線ができましたので、相当人の流れは変化しております、学園前、富雄、新駅ができましたので、人口の流れには相当変化をきたしていると思います。そうすると、西大寺駅両側の方は西大寺駅ではなく、あやめ池駅に乘降を求められると思います。その点から考えて、駅前の場所の高度地区を変更し、あるいは医療機関施設をつくり、私設の小学校ができ、そしてまた都市空間を大きな池で保つ。そしてまた森林の保護については、今現在、都市計画法に基づいて考えるとおっしゃっていますが、そのことについて若干おうかがいしたいと思いますが、この公園の跡地を都市化され、それをまた次に公園の目的として計画される場所はどの辺りになるのですか。

事務局

前のスクリーンに示してございます。北のほうから言いますと、今矢印で示しておりますところが、緑地として残ってまいります。それと、その南側に、公園を整備する計画となっております。その東側に、突き出た半島みたいな所がございますが、その周辺が東側でございますけれども、緑地の一部を形成し、その宅地を取り巻くところに、約0.5haの公園が計画されています。

それと、上池の東西の水際に緑地を配備する計画を謳っております。以上でございます。

〇〇委員

ありがとうございました。だいたいのバランスは理解できました。そしてまた、駅の北側と南側の調和のとれたまちづくりをしたい、このようなご意見もたくさんあると思います。奈良市として、この計画に基づいた駅の北側と南側のバランスをどのように考えているのか、最後におうかがいします。

事務局

南側のまちづくりということでございます。南側については、かねてから地元からもいろいろ基盤整備という面でご要望がございます。そういった観点から、奈良市のほうも地元との勉強会を開催した経緯がございます。いかんせん、地元権利者との思いがなかなか図れなくて、整備に至っていないところでございますけれども、北側がこういった開発ということが展開される中で、やはり南側と北側が整合のとれたまちづくりと申しますか、一定のまちづくりの方向性があるというふうに考えています。したがって、来年度以降になろうかと思っておりますけれども、地元の代表者、あるいは当然、鉄道の関係もでございます、鉄道事業者並びに奈良市等々の機関で、改めてどうあるべきかということの検討会や勉強会を進めていきたい。その中で、まちづくりの方向性を見出せたらなあというふうに考えております。以上でございます。

〇〇会長        はい、〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

最後ですが、私の要望といたしまして、自然と緑の空間を最高に利用し、人口密度も考えて、その辺りのことを十分に理解し、この開発に携わっていただくことを要望しています。ありがとうございました。

〇〇会長

どうもありがとうございました。ほかにございませぬか。ございませぬようでしたら、先ほど申しましたように、この用途地域の変更は、県の決定事項でございますので、ここでは了承ということになりますが、原案通り了承することにご異議ございませぬか。

「異議なし」の声

はいありがとうございます。異議なしというご発言をいただきましたので、用途地域の変更(案)につきましては、原案通り了承いたします。

実はあと三つが市の決定事項でございまして、防火・準防火地域、高度地区の変更、さらに地区計画の決定ということになります。このことにつきましてのご意見や、ご発言をお願いしたいと思います。

本編の1-5右側が防火・準防火地域の変更する理由書、また、1-8の右側が高度地区を変更する理由書でございます。1-11は高度地区計画書適用除外欄の変更内容、さらに1-14には右側に、あやめ池遊園地跡地地区計画についてございます。このあたりをご覧くださいながら、ご

発言いただければと思います。わかりやすいのは、1-13の高さの制限を緩和するという点では、小学校、医療・福祉施設、商業・業務施設、この三つが高さの制限を緩和するということをごさいます。むしろ、西側の一戸建て住宅のあたりは高度地区から削除する所で、今出ておりますのは、10mの高さの建築物ということを、景観、風通しの観点から聞かせていただきました。

ご発言ございませんか。ございませんようでしたら、防火地域・準防火地域、高度地区の変更、並びに地区計画の決定につきまして、都市計画法第19条の規定によりまして、賛否をとらせていただきたいと思います。

この件につきまして、原案通り変更及び決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。全員挙手をいただきました。原案通り、その三つにつきましては可決するということになりました。ありがとうございます。

続きまして、次の案件でございますが、生産緑地地区の変更(案)について。

この件につきまして、事務局からご説明をおうかがいしたいと思います。

## 事務局

それでは、生産緑地の変更(案)についてご説明申し上げます。

資料2-1、またはスクリーンをご覧ください。

今年変更を予定しています生産緑地地区の図です。図中の○数字、①から⑧につきましては、地図上の整理番号で資料2-2ページ、左の一覧表の変更理由の右の欄に整理番号を記載しております。

生産緑地地区に関する都市計画の変更についてですが、整理番号①から③は、資料2-2ページ右の生産緑地地区変更等に係る方針の、右の(1)の交換分合による変更で、生産緑地の営農環境の向上、または、宅地化農地等の計画的な市街化の推進に寄与するものについて、位置、形態等が適切で、ほぼ同一規模でおさまる交換分合です。

整理番号④は、方針1.の(1)の②公共施設等の敷地の用に供するため削除されるものです。整理番号⑤から⑧は、方針1.の(1)の④生産緑地法第14条の規定により行為制限の解除に至り削除されるものです。

それでは、整理番号ごとに、内容をご説明申し上げます。

資料2-4ページの左をご覧ください。生産緑地地区番号22における交換分合で、当該地は都市計画道路奈良阪南田原線通称ならやま大通りの北約70mの奈良市押熊町に位置し、図中の青塗り箇所が2箇所ございまして、199.17㎡が生産緑地から削除され、赤塗り箇所185.98㎡を追加することにより、生産緑地の整形による営農環境の向上に寄与するものです。

資料2-4ページ右の図は、生産緑地地区に隣接して実施されています住宅開発を示した土地利用計画でございます。

資料2-5ページ左をご覧ください。青塗り箇所生産緑地地区番号49は、奈良市南登美ヶ丘に位置し、この1,176㎡を削除し、奈良市学園赤松町地内の生産緑地番号46に、面積1,235㎡を追加し、生産緑地の集合化を図り、営農環境の向上を図るものです。

削除される生産緑地地区の土地利用計画が、資料2-5ページ右で、生産緑地地区の東側には2階建ての共同住宅が建設されており、今回、当該地南の宅地化農地を含む土地利用計画がなされております。

資料 2-6 ページ左をご覧ください。生産緑地番号 315 における交換分合で、当該地は奈良市立佐保小学校北西約 150m の奈良市法蓮町に位置しております。

資料 2-6 ページ右の土地利用計画図をご覧ください。青塗りの部分と緑塗りの箇所を合わせまして、現在の生産緑地ですが、今回地区西側の宅地化農地を含めた住宅地開発が計画されており、生産緑地を分断する道路計画であることから、生産緑地を約 90 度転回させるかたちでの変更で、削除される生産緑地面積が 435.67 m<sup>2</sup>、追加される生産緑地面積が 429.46 m<sup>2</sup>です。

資料 2-7 ページをご覧ください。当該地は佐保川小学校の北、また JR 関西線の西に位置し、奈良市法蓮町に位置しております。今回の削除は、市道の築造に伴い削除されるもので、道路計画の幅員は 6m で、平成 23 年の完成予定です。

資料 2-8 ページ左をご覧ください。生産緑地番号 214 は奈良市西大寺野神町 1 丁目に位置し、生産緑地の主たる従事者が亡くなられたため、生産緑地法第 10 条の規定による生産緑地の買取申し出がなされ、同法 14 条の行為の制限の解除に至ったもので、削除される面積は 1,137 m<sup>2</sup>です。

資料 2-8 ページ右をご覧ください。生産緑地番号 403 の一部で、奈良市平松町 5 丁目に位置し、生産緑地の主たる従事者が故障のため、生産緑地法第 10 条による生産緑地の買い取り申し出がなされ、同法第 14 条の行為の制限の解除に至ったもので、削除される面積は 549 m<sup>2</sup>です。

資料 2-9 ページ左をご覧ください。

生産緑地番号 457 で、奈良市四条大路 3 丁目に位置し、生産緑地の主たる従事者が営農できない故障のため、生産緑地法第 10 条の規定による生産緑地の買い取り申し出がなされ、同法第 14 条の行為の制限の解除に至ったもので、削除される面積は 624 m<sup>2</sup>です。

資料 2-9 ページ右をご覧ください。

図中上から 674、692、428 番の一部で、奈良市菅原町に位置し、市が施工しております近鉄西大寺駅南土地地区画整理事業区内に位置し、生産緑地の主たる従事者が営農できない故障のため、生産緑地法第 10 条の規定により生産緑地の買い取り申し出がなされ、同法 14 条の行為の制限の解除に至ったもので、削除される面積は生産緑地番号 674 が 774 m<sup>2</sup>、692 が 1,058 m<sup>2</sup>、428 の箇所が 1,408 m<sup>2</sup>です。

以上が個別の変更内容ですが、2-3 ページをご覧ください。

以上の変更によりまして、生産緑地の面積が 0.58ha 減少し、116.44ha、地区数が 4 地区減少し 672 地区となります。

また、本年 10 月 1 日から同 15 日まで、都市計画法第 17 条の規定による案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

以上、生産緑地地区の変更(案)についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

〇〇会長

生産緑地の変更につきましては、平成 5 年に制度が始まって以来、毎年行ってきたものでございます。

いつも 10 月か 11 月には必ず、ほかの案件がなくてもこれだけは審議を行っていますが、今年もまたその時期となりました。

2-3 に理由がございますように、いくつかの理由によって変更が行われます。これは 2-2 の右側に、生産緑地地区変更に係る方針について掲げられていますが、それに基づいて変更案が、あるいは削除が提案されておりますので、ご審議をいただきたいと思っております。

ございませんか。ございませんようでしたら、生産緑地地区の変更(案)につきまして、都市計画法第 19 条に基づきまして賛否をいただきたいと思います。

生産緑地地区の変更(案)につきまして、原案通り変更することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。全員賛成でございますので、生産緑地地区の変更について原案通り可決いたします。

それでは、三つ目の案件でございます。東登美ヶ丘 6 丁目における地区計画の決定(案)につきまして、資料 3 の地区計画の決定(案)についてということでございます。事務局からご説明願います。

#### 事務局

東登美ヶ丘 6 丁目地区計画の決定(案)についてご説明申し上げます。

東登美ヶ丘 6 丁目は近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅の南東約 900m、近鉄奈良線学園前駅の北約 3km に位置し、地区の南東に都市計画道路を、奈良阪南田原線、通称ならやま大通り、そして北側隣接いたしまして、押熊真弓線が東西方向に通っており、交通の便のいい住宅地です。当該住宅地は、昭和 50 年代後半に開発され、地区内には街区公園と 2 箇所の緑地が配置され、閑静な住宅地として推移し、現在地区内には約 170 戸の一戸建て住宅が建造されております。このような住宅地における地区計画導入のきっかけは、東登美ヶ丘 6 丁目の南側に隣接する押熊町におきまして地区計画導入などの説明会を当自治会に対して平成 14 年度に実施したことによります。

東登美ヶ丘 6 丁目自治会では、昭和 58 年自治会発足以来、住環境の維持保全を図るため、住環境維持規約を策定し、自治会の自主規制によるまちづくりを進めておられましたが、自治会が取り組むまちづくりの方向を確かなものとするため、平成 15 年の自治会総会において、地区計画制度導入が決議されました。この後、自治会へ年に数回地区計画の内容などについて説明を行い、その内容について検討を行っていただき、自治会素案がまとまった昨年の 11 月には、自治会住民を対象とした説明会を、東登美ヶ丘小学校体育館で実施し、その後再度内容等について検討を行っていただき、現在の地区計画案にまとまりました。

それでは、具体的内容についてご説明申し上げます。

スクリーンをご覧ください。朱線で示した区域が地区計画区域で、約 9.7ha ございます。区域内には、いまだ土地利用がなされていない区域が存在しておりまして、この土地につきましては、約 6,900 m<sup>2</sup> ございます。

また、押熊真弓線沿いの沿道部分にも約 4,000 m<sup>2</sup> ございます。が、これらの土地の所有者の方も地区計画の現在の案に同意されております。

資料 3-2 ページ左をご覧ください。

地区計画の目標として、閑静で落ち着いた住環境の維持・保全を図るとともに、緑香るゆとりと潤いのある住宅地の形成を図るとしております。

土地利用の方針として、低層戸建て住宅地、また空地の緑化を掲げております。

地区整備計画の内容について、ご説明申し上げます。

建築物の用途制限として、現在の閑静な住宅地としての環境を維持保全するため、専用住宅を主としております。また、住環境の悪化をもたらす敷地の狭小化を制限するため、建築物の敷地面積

の最低限度を 200 ㎡としております。そして、良好な居住環境の確保と、まちなみの揃った景観の維持保全を図るため、建築物の高さの制限として、軒の高さ 7m 以下、かつ階数を地上 2 階以下としております。

以上が、地区計画（案）の内容で、本案につきましても、本年 10 月 1 日から同 15 日まで、都市計画法第 17 条の規定により案の縦覧を行いました。意見書等の提出はございませんでした。

以上、東登美ヶ丘 6 丁目地区計画案の説明を終わります。よろしく願いいたします。

〇〇会長

ありがとうございました。

ご説明の通り、地区計画(案)について、こここのところにつきまして、ご質問なりご意見がございましたらお願いをいたします。はい、〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

十分に説明はうかがいまして、納得できるもので結構だと思いますが、今奈良市が進めている安全で安心なまちづくり、これに関連しておたずねしますが、奈良市はこういう時に、どのような指導をしていますか。

〇〇会長 おわかりいただけましたか。ご質問の意味が。

事務局

安全安心のまちづくりということでございます。地区計画におきまして定めておりますのは、説明させていただきましたようなかたちで、用途の制限と敷地の規模、そして軒の高さということでございますけれども、地元といろいろ協議をする中で、地区計画には定めることのできない部分かと今のご質問については思います。

ただ、宅地の狭小化によって密集するということが、まちづくりとしては狭小な宅地ができることによりまして密集するということになりますので、生活環境が、言葉的に適切かどうか知りませんが、悪化するというような状況下になろうかと思えます。

そういったことを配慮して、快適で安心な暮らしをしていただけるというようなことが一つの効果ではなからうかというふうに思っております。以上でございます。

〇〇会長 はい、〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

一点だけ付け加えさせていただきたいのですが、安心で安全なまちづくりについて、市民が努力する点は非常に多いと思えますが、行政が努力しなければならない点が非常に数多くあると思えます。その点、このような計画をされる時、付け加えて要望するとともに、市民の方に協力を求められるようお願いいたします。以上です。

〇〇会長

ありがとうございます。

事務局

今のご意見をおうかがいして、できる限り努力して取り組んでまいりたいと思います。

〇〇会長        そのほか、はいどうぞ。

〇〇委員

地区計画について、前回ずいぶん私は異論を申し上げました。それはこれから開発できるところについて、地権者だけの意見を聞いて地区計画を決めてしまうと、本当に後の人の意見が反映されない。これは本会議でも申しました。今回の場合は、とりあえず住民の意見を聞いていただいているので、その点については、いいかと思います。ただ建築物の用途について、念のために言うておきますが、住宅を建てることのできる。たとえば今、〇〇委員から安全安心のまちづくりということを言われたわけですが、住宅の自治会長さんとか、あるいはそのへんの役をもっていच्छる方あたりから、自分の住宅の二分の一を、地元の青色パトロール隊のために使いたい。というのは、私も本当は奈良市内以外なのですが、別の所で、同じような青色パトロール隊をやっています。するとその部分は住宅として認められるのか、それとも事務所になるのか、とこうなってくるのですね。基本的にたぶんいろんなものについては認めていただいている部分があるわけですが、周辺の人をちょっと集めて、学習塾みたいなものをしたり、同時に表に看板を出している所もあるかもしれませぬ。そういったものはもうほとんど住宅が半分以上の居住の要素を決めておれば認めるべきだと思うのですが、あまり言わないほうがいいのでしょうかね。そのあたりの考え方をちょっと聞かせてください。

〇〇会長        はい、それに関して。

事務局

はい、委員のご質問の一点目。事務所の扱いなのですが、今説明ありましたような形態でしたら、事務所とは扱わないと思います。そしてこの地区におきましても、最終的に一番どういう用途のもの、兼用住宅について残していくかということで、結論が出ました。いちばん扱いが難しかったのが、おっしゃいました学習塾とか、そういうものです。ただ、その学習塾というものを書きますと、範囲が非常に広くなりまして、武道場もできます、ダンス教室もできます、ということで、近隣の兼ね合いがこれは心配になると、そのへんを体育館での説明会の時に、こういうものが考えられますということで、全て説明させていただきました。その中で、住民の皆さんが皆さんで考えていただいて、私たちのまちについて、ということで、そしたら今どんな建物、兼用住宅が存在しているのかということで、調査していただきましたところ、事務所で使用されているのが3件、その他学習塾とか、茶道教室、お茶、ピアノ教室というのは、過去にやっていたけれどももう今はやめているということでゼロになっていました。

そういう経過の中で定めております。

〇〇委員

言わなくてもいいのかなと申し上げたのは、あえてあやめ池のC地区にあったのが、50㎡以下



で、半分以上事務所に使っている、そこが似通っていますね。この地域も私この前申し上げたのは、たとえば憲法第20条の信仰の自由に関する、たとえば自分の家で教会だという看板をあげたらどうなるのかという、あまりこだわってその問題を書くとか書けないとかいうことではありませんが、常識の範囲で人間が住んでいると、人間がたくさんいけば居住空間が大きくなるわけですから、その辺りが今度課題になると思いますよ。あまり詳しく考えすぎずに、既存のものについてはいけるということですが、これは文言で書かなくてもいいですから、少なくとも憲法で明示されたような信教の自由、宗教選択の自由とかです、そういったものを阻むものであってはならないということをはっきり言って申し上げたい。課長はずいぶん熱心に勉強していただいたみたいなので、それは評価しています。

〇〇会長       あえて答弁ございませんか。

事務局

今、委員からご意見をいただきました。おっしゃっていただきましたように、あやめ池の跡地利用の関係で新規の開発に向けては、委員ご指摘の内容を踏まえて、事業者とも協議をさせていただき、一定規模でございますけれども、そういった施設の可能性というものを反映させていただきます。ただ、既設の地域につきましては、今の土地の現状、あるいは周辺との絡み合いでいろいろ議論させていただきます。

そういった中で、今後は当然、憲法の本質というものを地域の皆様方にお話ししながら、そういった機能が導入できるようなかたちで、行政としても地区計画の策定に向けては取り組んでいきたい、考えてまいりたい、このように思っております。以上でございます。

〇〇会長

よろしゅうございますか。ほかにございませんか。ございませんようでしたら、この関連、東登美ヶ丘6丁目における地区計画の決定案について、原案通り可決するということの賛否をとらせていただきたいと思っております。

原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、東登美ヶ丘6丁目における地区計画の決定については、原案通り可決いたします。ありがとうございます。

最後の案件でございますが、冒頭にも申しましたように、審議会の公開あるいは傍聴につきまして、ここでやはり検討すべきだと思いますので、これは事務局のほうから、資料を今日いただいていると思っております、ご説明いただきたいと思っております。

事務局

それでは今日、お机の上に資料を配布しておりますので、確認いただきたいと思っております。

審議会の会議の公開に関する運用規定としての方針案ということでまとめさせていただきました。

まず第1、会議の公開。審議会の会議は原則として公開とする。ただし、出席した委員及び委員の関係のある臨時委員の三分の二以上が非公開とすることに賛成した場合は、会議の全部または一

部を非公開とすることができるとしております。

第 2、傍聴人の定員ということで、会議を傍聴することができる者の定員は一応 10 人とさせていただきます。ただし、会場が大きい小さいいろいろございますので、都合により定員を変更することができるかとさせていただきます。

第 3 に傍聴の手続きですけれども、会議開催予定の 10 分前までに、受付で住所氏名を記入していただいて、職員の指示に従って入場していただく。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、抽選で決定させていただきます。

その傍聴人の方が第 4 で会場に入場することができない者ということで、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者等を規定させていただきます。

会場に入っていたいただいた傍聴人が守るべき事項ということで、第 5 に規定させていただきます。静粛に傍聴することとし、各種その他の方法により、公然と表明したこと等例にさせていただきます。

第 6 で、会議の秩序維持ということで、この規定を守らない方につきましては、退場していただくこともございますということで、規定させていただきます。

それ以外に第 7、傍聴人の退場ということで、第 1 で一部非公開にさせていただいた議事の審議に入る時には退場してください。あと議事の採決に、傍聴人の退場、会長が指示した時は、速やかに退場してくださいということで記載させていただいております。

第 8 の会議資料の配布ですけれども、同じ資料を傍聴中に限り見させていただきます。ただし、非公開の部分または著しく大量になる部分についてはこの限りではございません。著しく大量になる資料につきましては、会場に置かせていただいて見ていただくというように規定させていただきます。それで傍聴を終わった時には、会議資料は返却していただくというように規定させていただきます。

第 9 会議開催の周知方法、これはホームページ等で、7 日前までに、会議の名称等を周知させていただきます。

第 10 で、会議記録の公開方法等ということで、ホームページ等に会議の名称等を掲載させていただくと規定させていただきます。ただ、報道関係者の方々につきましては、第 2 に規定させていただいた定員、もしくは写真撮影につきましては、議事の開始前までには決定しませんということで規定させていただきました。

この規定以外に、必要なことがありましたらまた会長のほうが審議会に諮って適切な説明をさせていただくという内容になっております。よろしく申し上げます。

〇〇会長

ありがとうございました。この審議会の運営規定、を変更する必要はあるのですか。

事務局

運営規定の一つとして、今現在まだ審議会条例しかございませんので、一つの指針にしたり、取り扱い方式にしたり、色々な名称を使いますが、今回一応取り扱い方式にと決定させていただきました。

ただ、奈良市のほうで、ほかの審議会等々いろいろ検討しているようですけれども、その整合性を図ることが出てきましたらまた、運営規定のようなかたちで整理させていただきます。

〇〇会長

今ご説明をいただいたようなことなので、公開と言う方向性がなされておりますし、当審議会もそれ以前からこの問題を考えておりました。はいどうぞ。

〇〇委員

資料の配布についてですが、たとえば本日のこの程度の資料は、膨大な資料にあたるのでしょうか。

事務局

一応、会長さんをご相談というかたちにはなるとは思いますけれども、本日の資料でしたら、ある程度用意させていただいて、傍聴の人数も決まりますので、それくらいの部数は用意できると思います。

とりあえず、資料についてどういう配布の仕方をするかということは、会長にご相談させていただいて決めさせていただきます。

〇〇会長      10人という定員が出ていますから。

〇〇委員

傍聴人には委員に配布する資料と同じ資料を傍聴中に限り貸与するものとする、こうなっているのですね。第2項に、傍聴人は、傍聴を終えたときには直ちに、会議資料を返却しなければならない。こうなっています。ただし、情報公開条例では資料のコピーを交付するとあり、今の資料を返さなければならないとあるのと、ちょっと整合性を欠くように思うのです。そこでそこはきちっと決めたい方がいいし、傍聴中の人数も全部決まっているわけですから、それは10部くらいだったら余分に作ることもできると思いますし、あとの取り扱いの規定とかは決めてあるわけですから、ここの部分について、返却しなければならない、とあるのはどうかと思うのです。

事務局

おっしゃられるように、この部分については、他市の部分も十分に調べて検討させていただいたのですけれども、いわゆるこういう表現をしているということは非常に多くございます。なぜかと言いますと、情報公開条例のほうで、請求していただければ、おっしゃるように出させていただきますけれども、コピー代をいただくということになっておりますので、請求していただければ、また情報公開条例のほうで対応させていただきたいと思っております。

〇〇委員

返してもかまわないけれど、あとでコピー代を請求して、奈良市の歳入がある。儲かるか儲からんかについては、わかりませんが、とにかく整合しない。

新聞記者に対しては、たとえば録音とか写真撮影と許可し、一般傍聴者には禁止する。そのことは当然ですけれども、新聞記者に対しては多少譲歩してもいいのでは。それはもうたくさん作ってどんどん情報公開したらいいのではないかと、何も悪いことをしているわけではありませんから。

〇〇会長 わかりました。ほかにございませんか。はい、〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

質問ですが、公開、非公開の審議はいつ行うのでしょうか。その日の、傍聴人がいつ入ってくるのか、審議が終わってから傍聴人が入るのか、そのあたりは明記すべきではないでしょうか。

事務局

はい。会長ともその点ご相談させていただきました。また、他市、県等のほうも調査させていただきましたが、そこまで詳しく書いてないのですが、一応ホームページ等々で、閲覧できない場合がありますよと、そういうのはただし書きでほとんどまず入れています。

来ていただいた時点で、たとえば 15 人来て頂いており抽選で窓口まで来てもらって、アウトですよということはありません。

審議会の冒頭のほうで、まず傍聴人の方を前回ありましたように、入ってもらうか、公開非公開にするかというのは、一番最初で諮っていただきます。そういう運営方法をとろうと思っております。

〇〇会長

案件によって公開すべきか非公開かというところがありますから、初めからこれは非公開にしないではいけないということであればいいのですが、一号議案は公開で、二号議案は非公開ということになりますと、そこはまた扱いについてはありますので、ただまあ三分の二以上の委員が賛成した場合に非公開となるとあるのは、事前にちょっと打ち合わせしたほうがいいでしょうね。

公開にするか非公開にするかということは、冒頭にお集まりいただいて、それまでに会長、副会長と事務局がある程度整理しておいて、お諮りするほうがスムーズかもしれません。

はい、〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

第7番目の傍聴人退場というところですが、これは傍聴人が必要とする議事を傍聴した後も、関係の無い議事の傍聴も許すのですか。それとも必要とする議事が全て終わったら退場してもらうのですか。

事務局

普通は初めから終わりまで全部傍聴していただきますが、もちろん非公開だった議案で審議に入る時については、会長の指示によって、ここから非公開の部分ですということを明示して出ただけこうというような思いでこの規定を入れさせていただきました。

〇〇委員

私が聞きたいのは、非公開は当然傍聴できませんね。公開をした場合に、たとえば議案が三つも四つもあるけれども、傍聴する人が全議案を傍聴したいということであればいいのですが、その中の一つの議案のみを傍聴したいということで、その一つを傍聴した後はご退席願いますと言うのですか、とこう聞いているのです。

市 いえいえ、予定はしておりません。

〇〇委員

結局、傍聴を必要とする議案が全部でなくても、審議会が終わるまで傍聴することができるんですか。

事務局 はい。傍聴人の方にどの議案だけ聞きたいのですかというようなことは特に

〇〇委員

ということは、自分に関係のない議案でも最後まで傍聴することができるのですね。

事務局 はい、それはできます。審議会の一部非公開とならない限りは傍聴していただいて結構です。

〇〇会長 よろしいですか。それでは〇〇委員。

〇〇委員

〇〇委員よろしいですか。おそらく、〇〇委員はこのようなことをおっしゃっているのではないかなという部分もあるのですが、案件がいくつかあります。たとえば一つの案件、あやめ池の案件、もう一つの案件がたとえば JR の景観問題であって、それぞれ傍聴人がここは聞きたいけど、ここはまあ聞かなくてもいい、とこういうことがあると思います。一方で、2条で人数が制限されていますね。だからそのことを考えると先に項目ごとに、もちろん全部を傍聴したいということは当然可能ですが、抽選もされるということも聞きましたから当然それは可能だと思いますが、途中でいったんこの案件が終わりましたから、次の案件に移りますよと、その際に、たとえばどつと第1案件に来られた人が入ってしまって、みんな抜けてしまう、途中で退場を認めるか認めないかという関係上、会場が騒がしくなると困るから、あるいはご自分で判断を下さないといけないと思いますから、ここらの場合、一番目の案件は聞きたいけれども二番目は結構ですよとこういうような場合は、どういう扱いになるのですか。

〇〇会長 どうですか。

事務局 はい、入れ替わりというのは想定しておりません。

〇〇会長

だから今のお話では、あと自由にまた入れるじゃないかということにもなるわけですね。

〇〇委員

なぜ私が質問したかと言うと、過去に常任委員会の委員長を何回もしたことがあるのですが、教育構成委員会とか建設委員会を傍聴したいと言う人が過去にあったのです。認めるか認めないか

は、常任委員会の委員で決めるわけですよ。原則は委員長の即決でいけますが、相談をしているわけですね。ところが一つの案件を請願者のかたがどうしても傍聴したいということで審議が始まりますね。終わったら、ご退場いただきますと委員長が言って入れてもらっているわけですよ。ということが何回も過去に経験をしておりますから、そのように聞いた、そういうことです。

〇〇会長 なるほど。ご参考にしてください。はい〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

幸か不幸か私はあえて委員長職を断り続けておりますので、経験が全くございません。それはまあ余計なことですが、申し上げましたのは、最初の10人に制限するという部分です。ここの部分で、先日のあやめ池の時もかなり多くの方がおいでになっていました。この方たちが全部入ってしまうと、さああやめ池の課題までの別の課題の時に、私も聞きたいなと思いながら、10人に漏れてしまった人は聞けない。あるいはまた反対に、あやめ池の問題が終わった、出るか出ないかわかりませんよ。しかし席があるにもかかわらず、本当に聞きたい人が入れない。なぜ10人に決まっているのかという席の問題だと思うわけですね。そしたらそのへんの運用をあらかじめ考えておいて、常にキャパシティとして10人入っていたらいいわけですから、外へ出られたら、個別に入れるよ、そういうことを私は人数の制限のところから話をしているのです。

〇〇会長

わかりました。それは私も先ほど言いましたが、そういうこともありますからね。〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

1番で、原則としては公開とする。ここまではよろしいです。ただし、審議公開とする。委員会ですまず第一に議事公開をしなければならぬ議案を審議しているかと、これがいちばん私の質問したいところです。公開なら公開、10名に公開にする。という選択は、事務局のほうに任せて、2番の、委員の三分の二以上が賛成であればその選択ができる。そうすると、非公開の問題があるということですね、内容的に。私たちが途中非公開にしなければならないような問題がなくても、ただそれはいかないのではないかと思います。

〇〇会長

ああなるほど。特に個人の情報とかそういうことに関する問題が無いとは言えませんからね。これまででは幸いにしてそういうことがなかったということがありますけれども。

事務局

特に今までそういうふうにおっしゃられるようなことはなかったのですが、今後ぐらいは個人情報に関する事とか、営業に関してのこととか、あるかもしれませんので一応、三分の二というのは非常に高いハードルとは思いますが、一応、規定としては入れさせていただきます。

〇〇会長

原則、公開ですから。

ほかにご覧いませんか。よろしゅうございますでしょうか。それではこれをお認めいただいたということで、次回から当運用に関する取り扱いに従って、審議会の公開及び傍聴を行うことにいたします。よろしくお願いいたします。

以上で、本日の議案の審議は終了いたします。最初 12 時頃と申しましたけれども、たいへん委員の方々のご協力をいただきまして、半時間早く終えることができました。早朝からありがとうございます。

それでは、事務局からございましたら、お願いします。

事務局 特にご覧ませんが、最後に副市長より謝辞を申し上げます。

副市長

失礼いたします。副市長でございます。

本日はお忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。日頃は市制の推進にご指導ご支援賜っておりますけれどもお礼を申し上げたいと思います。本日審議をいただきました貴重なご意見は、あやめ池地区を始めとする今後のまちづくりに活かしてまいりたいと考えているところでもございます。なお、県の決定事項でございます用途地域の変更につきましては、審議会のご支援を行いまして、県に対し意見を申し述べたい、このように考えます。そして、市の決定事項でございます地域地区の変更、地区計画の決定につきましては、県の同意を得たうえで進めてまいりたいとこのように考えております。

委員の先生方には、今後ともよろしくご指導ご支援を賜りますことをお願い申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきますと思います。本日はどうもありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 審議会は以上でございます。杉江会長、閉会お願いいたします。

〇〇会長

それではこれもちまして、第 86 回奈良市文化観光都市建設審議会を終わります。たいへんご苦労さまです。

事務局 杉江会長始め、委員の皆様方、ありがとうございました。